

稲城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

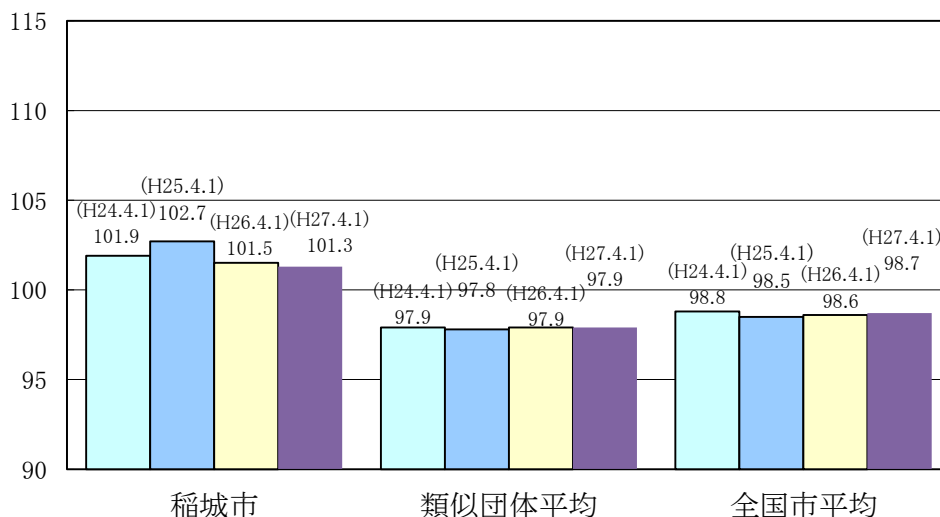
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
26年度	人 86,594	千円 36,287,991	千円 656,766	千円 4,929,117	% 13.6%	% 15.7%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
26年度	人 501	千円 1,813,372	千円 713,866	千円 872,333	千円 3,399,571	千円 6,786	千円 5,989

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③東京都の給料表に準じているためラスパイレス指数が100を超えているものの、これまで国や東京都に合わせて給与改定を実施しており、減少傾向にある。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
 [実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 東京都の給料改定に準拠し、市での民間給与水準を是正するため平成27年4月1日から給料月額の平均1.7%引下げを実施した。

②地域手当の見直し
 地域手当の支給割合は改定していない。
 (国基準15%に対し、稲城市においても15%を支給している)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
稲城市	40.3 歳	316,015 円	434,448 円	389,077 円
東京都	41.6 歳	318,513 円	454,886 円	400,246 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参 考 A/B
	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
稲城市	53.8 歳	20 人	327,440 円	398,117 円	388,315 円	—	—	—	—
うち用務員	56.8 歳	9 人	321,044 円	390,291 円	379,423 円	用務員	54.6	200,300 円	1.95
うち学校給食員	51.5 歳	7 人	338,900 円	414,553 円	407,560 円	調理士	40.8	304,100 円	1.36
東京都	48.1 歳	1,537 人	293,483 円	397,232 円	365,078 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	32 人	317,404 円	355,113 円	338,663 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
稲城市	—	—	—
うち用務員	6,406,975 円	2,774,400 円	2.31
うち学校給食員	6,733,499 円	4,138,700 円	1.63

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24～26年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	稲 城 市	東 京 都	国	
一般行政職	大学卒	181,200 円	181,200 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高校卒	143,000 円	143,000 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	139,500 円	139,500 円	139,500 円
	中学卒	— 円	— 円	131,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	282,440 円	— 円	397,271 円	428,963 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※ 「—」は該当する職員が0人または1人の場合。

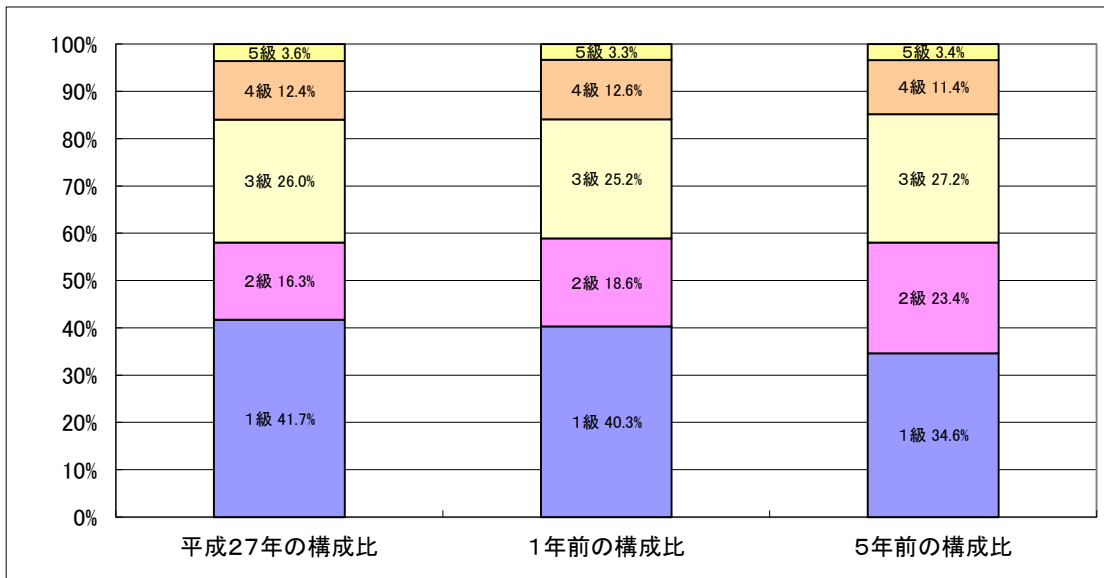
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	12 人	3.6 %	491,300 円	508,000 円
4 級	課長・統括課長・主幹	41 人	12.4 %	283,200 円	454,300 円
3 級	課長補佐・係長	86 人	26.0 %	224,100 円	414,500 円
2 級	主任・主事	54 人	16.3 %	197,900 円	362,500 円
1 級	主事	138 人	41.7 %	138,600 円	325,500 円

(注) 1 稲城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成22年に8級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級をそれぞれ統合)

2 平成25年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の6級及び5級をそれぞれ統合)

3 平成27年に6級制から5級制に変更している。(旧給料表の4級及び5級をそれぞれ統合)

3 表中の1年前及び5年前の構成比は、比較が容易なように平成27年の構成である5級制に置き換えている

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として、勤務成績の評定を実施。(内容の詳細については、稲城市職員人事考課規程を参照)

2. 昇給への勤務成績の反映状況

平成20年4月より実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

稲 城 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,512 千円	1人当たり平均支給額(平成26年度) 1,734 千円	— —
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.65 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。
2 支給割合は管理職以外の一般職員の割合を記載。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を基準日として、勤務成績の評定を実施。(内容の詳細については、稲城市職員人事考課規程を参照)

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績の評定を基準として5段階(A～E)の評価を実施し、その評価結果に基づき成績率を決定。

(2) 退職手当(27年4月1日現在)

稲 城 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	23.50 月分	勤続20年	20.45 月分	25.556 月分
勤続25年	31.50 月分	31.50 月分	勤続25年	29.15 月分	34.583 月分
勤続35年	45.00 月分	45.00 月分	勤続35年	41.33 月分	49.59 月分
最高限度額	45.00 月分	45.00 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
消防職員加算					
1人当たり平均支給額	4,699 千円	21,539 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		492,592 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		571 千円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
稲城市	862 人	15 %	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		101.5 101.5	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)		229,740 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)		617,581 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)		42.9 %		
手当の種類(手当数)		26		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉主事手当	生活福祉課職員	生活保護の実施に係る訪問及び申請時の面接相談を行ったとき	104 千円	日額200円
行路病人救護手当		行路病人の救護に従事したとき	0 千円	日額1,000円
行路死亡人等取扱手当		行路死亡人その他死体の取扱いに従事したとき	0 千円	日額3,000円
下水管渠調査手当	下水道課職員	公共下水道管内の作業に従事したとき	0 千円	日額500円
機関手当	消防本部職員	消防機関の運転や整備に従事したとき	600 千円	1当務150～300円
出場手当		水火災等に出場したとき	607 千円	1回100～300円
救急手当		救急事故に出場したとき	3,363 千円	1回100～510円
梯子車専従手当		梯子車の操作登はんに従事したとき	0 千円	日額360円
深夜特殊勤務手当		交替制勤務者が深夜に2時間以上勤務したとき	204 千円	1当務170円
火災調査手当		火災の調査等に従事したとき	11 千円	日額100円
救出救助専従手当		救出救助現場に出場したとき	21 千円	1回100～500円
夜間看護手当		看護師等が深夜の看護等の業務に従事したとき	90,872 千円	1勤務(4時間未満)7,300円 1勤務(4時間以上)7,800円
往診手当		医師が往診したとき	1,284 千円	勤務時間内 往診点数の50% 勤務時間外 往診点数の70%
手術手当		術者(手術室において手術に携わった医師) 助手(手術室において手術に携わった医師) 麻酔科医師が手術において麻酔を行ったとき 補助手(手術室において手術に携わった看護師等)	28,171 千円	手術点数の5% 手術点数の1.7% 手術点数の1.0% 手術点数の1.3%
救急患者対応手当	医師が救急車搬送患者を診察したとき 医師が救急車搬送以外の患者を診察したとき	8,537 千円	1患者3,000円 1患者2,000円	
入院受入医師手当	医師が正規の勤務時間内に入院する患者を受け持ったとき 医師が正規の勤務時間以外に入院する患者を受け持ったとき	16,050 千円	1患者2,500円 1患者4,000円	
危険手当	市立病院に勤務する職員のうち行(1)、行(2)給料表適用者並びに栄養科医(2)給料表適用者を除くもの	6,548 千円	月額2,300円	
死体処置手当	死体処置に従事したとき	76 千円	1体170円	
分娩手当	市立病院職員	単胎の場合(医師が正常分娩を担当)	2,995 千円	分娩介助料の5%
		双胎以上の場合(医師が正常分娩を担当)	0 千円	分娩介助料の7.5%
		単胎の場合(助産師が正常分娩を担当)	2,338 千円	分娩介助料の4%
		双胎以上の場合(助産師が正常分娩を担当)	0 千円	分娩介助料の6%
被曝手当	放射線科に勤務する医師 放射線科に勤務する医師以外の技術職員	1,461 千円	月額80,000円 月額3,000円	
解剖手当	解剖に従事した医師及び医師以外の職員	2 千円	1体570円	
夜間勤務者調整手当	夜間において勤務する看護師等	5,846 千円	月額4,500円	
年末年始勤務手当	年末年始において正規の勤務時間を割り振られかつ勤務した者	900 千円	日額(12/29～30)2,200円 日額(12/31～1/3)2,500円	
緊急出勤手当	診療のため正規の勤務時間以外に緊急登院した者	2,225 千円	1回(医師の管理職)4,500円 1回(上記以外の者)1,550円	
拘束手当	手術室に勤務する看護師等のうち勤務時間以外に緊急登院する当番となっている者	3,128 千円	1単位(12/29～1/3)3,000円 1単位(上記以外の日)2,000円	
医師手当	院長 副院長 診療部長 診療科部長 医長 医員	53,490 千円	月額400,000円 月額200,000円 月額150,000円 月額104,000円 月額87,000円 月額82,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	250,363 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	326 千円
支給実績（平成25年度決算）	236,713 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	309 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)配偶者 13,500円 (欠配一子を含む。) (2)その他の扶養親族 6,000円</p> <p>※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1)配偶者 13,000円 (欠配第一子11,000円) (2)配偶者以外の扶養親族 6,500円</p> <p>※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 5,000円</p>	65,282 千円	209,911 円
住居手当	<p>【内容】 該年度末35歳未満で、自ら居住するため住宅・貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等（管理職除く。）</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給単価</p> <p>【国】 借家・借間 支給限度額 27,000円</p>	22,601 千円	160,288 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた月額 1,000～13,000円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額</p>	異なる	<p>交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 2,000～31,600円</p>	63,169 千円	91,550 円
休日勤務手当	<p>【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×135/100</p>	同じ		34,789 千円	483,175 円
夜間勤務手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100</p>	同じ		24,898 千円	116,345 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)12月29日から翌年の1月3日までに勤務を命ぜられた場合 市立病院以外の職員 1勤務 15,000円 市立病院の医師 1勤務 45,000円 市立病院の医師以外 1勤務 21,000円 (2)上記(1)以外の場合 市立病院以外の職員 1勤務 12,000円 市立病院の医師 1勤務 30,000円 市立病院の医師以外 1勤務 14,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 (1)一般の宿日直 4,200円 (2)特別の宿日直 5,100～7,200円 (3)医師当直 20,000円 (4)常直 21,000円 ※5時間未満は1/2の額</p>	47,756 千円	645,351 円

管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 (1)部長級 101,700 (2)統括課長級 85,900 (3)課長級 73,400 (4)主幹級 57,600</p>	異なる	<p>支給対象者、支給額</p> <p>【国】 本府省課長 130,300円 等</p>	94,171 千円	1,034,848 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 (1)医療職給料表(3)の適用を受ける免許を取得した日の属する年度 月額12,000円 (2)上記終了した日の翌日から1年間 月額 6,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給対象区分、支給期間</p> <p>【国】 (1)医師・歯科医師 ①離島・へき地 55,000～412,200円 ②人口が少ない市町村 52,500～366,700円 ③地域手当5級地以下 47,500～307,000円 ④地域手当4級地 37,500～249,800円 ⑤地域手当1～3級地 26,500～183,100円 (2)医系教官 16,900～50,000円 (3)研究者等 20,000～100,000円 ※(1)及び(2)は採用から35年間 (3)は採用から10年間支給</p>	2,076 千円	115,333 円

5 特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額 等	
給 料 報 酬	市区町村長	854,000 円 ()	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円	
	副市長	740,000 円 ()	885,000 円 / 375,000 円	
	議長	498,000 円 ()	737,000 円 / 310,000 円	
	副議長	454,000 円 ()	653,000 円 / 245,000 円	
	議員	424,000 円 ()	591,000 円 / 222,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市長	(平成26年度支給割合) 4.20 月分		
	議長 副議長 議員	(平成26年度支給割合) 4.50 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市区町村長	給料月額×勤続期間×400/100	13,664,000 円	任期ごと
	副市長	給料月額×勤続期間×300/100	8,880,000 円	任期ごと
	備 考			

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「稲城市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
 2 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

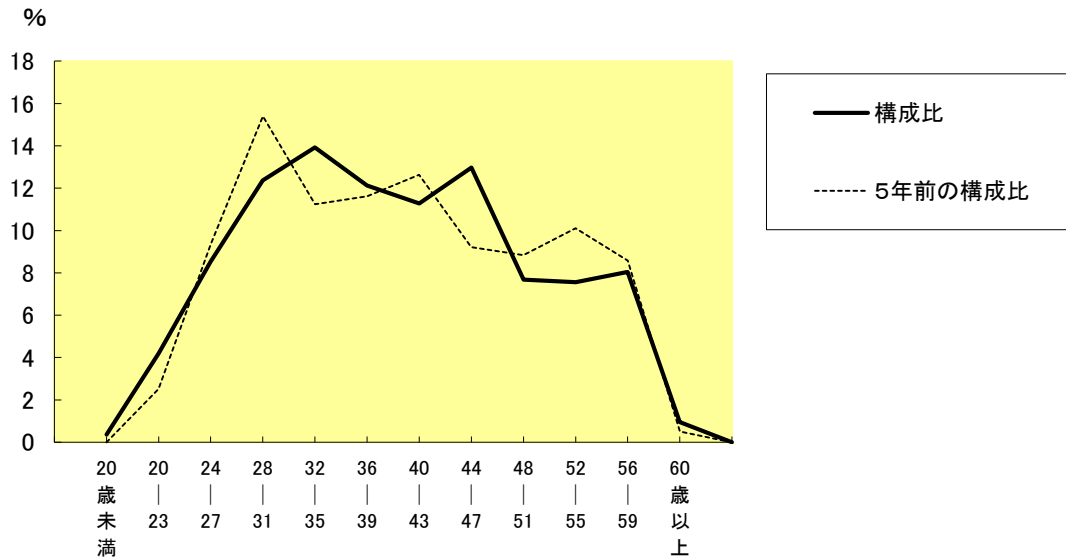
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議 会	7	7	0	
	総務・企画	86	84	△ 2	欠員不補充(△3) 産休代替による増員(1)
	税 務	33	32	△ 1	欠員不補充(△1)
	民 生	128	127	△ 1	第二保育園の民営化(△3) 欠員不補充(△2) 子ども家庭支援センター本郷分室の新設(1) 生活相談担当の新設(1) 東京都への研修派遣のため実質減となる代替職員の増(1)、 フルタイム再任用職員の雇用(1)
	一般行政部門	25	25	0	
	衛 生 働 働	0	0	0	
	農 林 水 産	5	5	0	
	商 工	6	6	0	
	土 木	58	57	△ 1	欠員不補充(△3) 業務の充実(1) 相馬市派遣職員のため実質減となる代替職員の増(1)
	計	348	343	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.61 人 類似団体の人口1万人あたり職員数 53.66 人
	教育部門	64	62	△ 2	教育長のみなし特別職化(△1) 欠員不補充(△1) 再任用短時間職員の採用(△2) 放課後子ども教室増設のための増員(1)、業務の充実(1)
	消防部門	89	98	9	消防出張所建設のための補充(9)
	小 計	501	503	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.09 人 類似団体の人口1万人あたり職員数 71.58 人
公営企業等部門	病 院	293	300	7	看護科長、地域連携担当業務(△1) 欠員不補充(△1) 業務の充実(8) 企画経営担当係長の職員区分変更(1)
	下 水 道	11	10	△ 1	欠員不補充(△1)
	そ の 他	18	20	2	事務の縮小(△1) 業務の充実(2) 保険年金課長、後期高齢者医療係長の解除(1)
	小 計	322	330	8	
合 計		823	833	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.20 人
		[958]	[976]	[18]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、退職者等を含み、教育長、再任用短時間勤務職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成27年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	35人	71人	103人	116人	101人	94人	108人	64人	63人	67人	8人	833人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		326	333	336	333	348	343	17 (+5.2%)
教育		67	66	65	66	63	62	-5 (-7.5%)
消防		76	78	86	92	89	98	22 (+28.9%)
普通会計		469	477	487	491	500	503	34 (+7.2%)
公営企業等会計		323	326	326	326	322	330	7 (+2.2%)
計		792	803	813	817	822	833	41 (+5.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数